

宿泊約款

(本約款の適用)

- ①当館の締結する宿泊約款及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または慣習によるものとします。
- ②当館は前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令および慣習に反しない範囲で特約に応ずる事ができます。

(宿泊引き受けの拒絶)

第2条

当館は、次の場合には、宿泊の引き受けをお断りすることがあります。

- ①宿泊の申し込みがこの約款によらないものであるとき。
- ②満室・満員により、客室の余裕がないとき。
- ③宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定または公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
- ④宿泊しようとする者が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- ⑤宿泊に関し、特別の負担を求められたとき。
- ⑥天災、施設の故障その他やむを得ない理由により、宿泊させることができないとき。
- ⑦群馬県・都道府県旅館業の規定する場合に該当するとき。

(氏名等の明告)

第3条

当館は、宿泊日に先だつ宿泊の申込み（以下「宿泊予約の申込み」という。）をお引き受けした場合には、期限を定めて、その宿泊予約の申込者にたいして次の事項の明告を求めることがあります。

- ①宿泊者の氏名、性別、国籍及び職業。
- ②他当館が必要と認めた事項。

(予約金)

第4条

- ①当館は、宿泊予約の申込みをお引き受けした場合には、期限を定めて宿泊期間（宿泊期間が3日を超える場合は3日間）の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。
- ②前項の予約金は、次項の定める場合に該当するときには、同条の違約金に充当し残額があれば返還します。

(予約の解除)

第5条

当館は、宿泊予約の申込み者が宿泊予約の全部または一部を解除したときは、次に掲げるところにより違約金を申し受けます。

①予約の全部を取り消された場合の取消料

※%は、予約宿泊料金に対する取消料率です

	当日	前日	2日前	3日前	5日前	6日前	7日前	8日前	14	15	30
14名迄	50%	20%	20%	20%							
15～30名迄	50%	20%	20%	20%	20%						
31～100名迄	70%	50%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	10%	10%	
101名以上	70%	50%	25%	25%	25%	25%	25%	25%	15%	15%	10%

②予約の人数が減った場合の取消料

予約申込人数	取消人数	予約申込人数に対して最終的に泊まる人の割合		取消料
100名以下の場合	20%以内	無料		
	20%以上	50%未満のとき	20%以上の人員について上記表の相当額	
		50%以上のとき	20%以上の人員について上記表相当額の30%	
101名以上の場合	10%以内	無料		
	10%以上	50%未満のとき	10%以上の人員について上記表の相当額	
		50%以上のとき	10%以上の人員について上記表相当額の30%	

③当館は、宿泊者が連絡しないで宿泊当日の午後19時（予め予定到着時刻の明示をされている場合は、その時間を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし処理することがあります。④前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者が、その連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等公共の運輸機関の不着または遅延その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第1項の違約金は頂きません。

第6条

当館は、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

①第2条③～⑦までに該当することとなったとき。

②第3条①の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。

③第4条①の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。当館は前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還いたします。

（宿泊の登録）

第7条

宿泊者は、宿泊日当日当館のフロントにおいて、次の事項を当館に登録してください。

①第3条①の事項。

②外国人にあっては、旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日。

③出発日及び時間。

④その他当館が必要と認めた事項。(チェックアウト時間) 宿泊者が客室をあけて頂く時間(チェックアウト時間)は午前10時となります。ただしプランにより特別延長が認められている場合は、そちらを優先。

(料金の支払い)

第8条

料金の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手もしくはクーポン券により、宿泊者の出発の際又は当館が請求したとき、当館のフロントにおいて行って頂きます。宿泊者が客室の使用を開始したのち、任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

(利用規則の遵守)

第9条

宿泊者は当館内において、当館が定めて当館内に掲示した利用規則に従って頂きます。

(宿泊継続の拒絶)

第10条

当館は、お引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。

①第2条③～⑦までに該当することとなったとき。

②前条の利用規則に従わないとき。

(宿泊の責任)

第11条

当館の宿泊に関する責任は、宿泊者が当館のフロントにおいて宿泊の登録を行った時又は客室に入ったときのいずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するため客室をあけた時に終わります。当館の責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設を斡旋します。この場合には、客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金は頂きません。